

習志野市農業委員会総会議事録

平成29年第9回習志野市農業委員会総会は平成29年9月5日（火曜日）習志野市役所2階監査事務局会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時00分

1. 委員の出欠席 17名中 11名出席 欠席 2名
※5番、9番、14番、15番は

欠番

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 三代川 正夫	2番 三橋 喜左衛門	3番 三代川 彦博
4番 合間 正秋	6番 伊東 壽	7番 三橋 武夫
8番 葛城 芳一	10番 伊藤 和彦	11番 飯生 良
12番 田久保 征夫	13番 小川 孝雄	

会 長 廣瀬 博
会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 6番 伊東 壽 7番 三橋 武夫

1. 議案審議結果
上程 3件 承認 3件 不承認 0件 審議未了 0件

1. 閉会時間 午前 11時00分

1. 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

報告案件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書（相続）について

<p>議 長</p>	<p>皆様、お早うございます。</p> <p>定刻になりましたので、只今より平成29年第9回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席委員は8番 葛城 芳一委員、13番 小川 孝雄委員より欠席の報告をいただいています。</p> <p>よって2名の欠席者と 4名の欠員を含め17名中11名の出席であります。</p> <p>習志野市農業委員会会議規則第9条の規定により本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により議長より指名させていただきます。</p> <p>6番 伊東 壽 委員、7番 三橋 武夫 委員、 両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は3件、報告件数3件でございます。</p> <p>それでは、議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議案とします。</p> <p>事務局は、議案第1号の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 1 号</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について下記のとおり農地法施行規則第10条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求めます。</p> <p>平成29年9月5日 提出</p> <p>1 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●●番 ●, ●●●m²</p> <p>2 権利の内容 使用貸借権設定 (平成29年10月1日から平成32年9月30日まで)</p> <p>3 申請者住所、氏名 譲受人 千葉市●●区●●町●●●番地 ● ● ● 譲渡人 千葉市●●●区●●●●丁目●●●番地</p>

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">● ● ● ● ●</p> <p>事務局、ご苦労様でした。 続きまして、現地調査報告を同じ鷺沼地区ということで、 6番 伊東 壽 委員よりお願いします。</p>
<p>伊東 壽委員</p>	<p>議案第1号「農地法第3条の許可申請について」調査報告を させていただきます。 調査は、平成29年8月30日に廣瀬会長と私 伊東と 事務局長・譲受人の●●さんご夫婦と、 譲渡人の●●●●●さんの計5名の立会で行いました。 場所は、●●●丁目で幕張インター近く、 14号線の●●●●●の脇道を上がり、 右折したところにある農地の一角になります。 今回の申請は、農地の貸借で、所有者の●●さんご夫婦が 体力的に耕作を続けるのが難しくなり、隣接する農地の 所有者である●●さんに、耕作してもらう為と聞いております。 借り手の●●さんの奥さんは●●出身で、地元精通して おり、ご夫婦で真面目に耕作をされています。 自作地と隣接していますので一体的に耕作できることと、丁度 ● ●に葱の作付をする農地を探されていたそうです。 以上、議案第1号の調査報告とさせていただきます。 よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>伊東 壽委員、現地調査報告ご苦労様でした。 私も鷺沼の担当なので、私の方から一言申し上げますと、●●● さんの奥さんは●●の方で、農業を頑張っておられます。住所は 習志野市から結構遠いのですが、朝早くから畑に来て一生懸命に 耕作されています。それと農作物直売所に自分で作ったものを置 いて、あちらこちらで販売されています。今、伊東壽委員からあ りました調査報告の内容のとおりだと思えます。それを含めてご 審議のほどよろしくお願いいたします。 事務局は、本案件の詳細な説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号 参考資料になります。 農地法第3条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第10条の規定による許可申請書の 提出があったので、許可について審議を求める。</p>

農委受付日 平成29年8月22日(火)

農委提出日 平成29年9月5日(火)

申請者につきましては、

譲受人 氏名 ●● ●

年齢 ●●歳

職業 農業

現住所 千葉市●●区●●●●●●番地です。

譲渡人 氏名 ●● ●●●

年齢 ●●歳

職業 無職

現住所 千葉市●●●区●●●●●丁目●●●番地です。

2 許可を受けようとする土地の所在地・地番・面積・利用状況等について

所在・地番 ●●●丁目●●●●番

地目 台帳 畑 現況 畑

面積 ●, ●●●m²

利用状況 畑

所有者氏名 ●● ●●●さん 利用者も同様です。

利用権は、所有権になります。

3 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細

(譲受人) ●●●さんの妻●●●●さんが所有しています●●●●
丁目●●●●番の●の農地と隣接しているということで、●●●●
●●さんと大変顔見知りということで、私どもの窓口にご相談にいらした時もお二人でお見えになりました。共に隣り同志で畑を耕されている中で、●●●●●さんは●●歳とまだ若いのですが、身体上無理があるということで、●●●●さんに農地をお願いしたいということをお申し出になりました。

●●●●さんですが、先ほど会長からお話がありましたように、元々●●の方でこちらの隣の農地を耕されていますし、まだ体力的にもご夫婦で耕作が続けられるということ、それから、先ほど地元の農業委員さんの伊東委員からお話がありましたように、●●●●でネギを栽培したいため、是非ともこちらの農地をお借りしたいということでお二人の意見が一致され、今回3条による許可の申請が上がってまいりました。

4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

使用貸借権設定(平成29年10月1日から平成32年9月30日まで)

	<p>5 権利設定、移転しようとする当事者及びその世帯員が所有し、使用収益権を有する農地の面積等 譲受人がお持ちになっている自作地畑は●, ●●●㎡、借入地が●, ●●●㎡ございます。それに今回鷺沼の土地の●, ●●●㎡を足しますと経営地が●, ●●●㎡となっておりますが、●, ●●●㎡となります。</p> <p>一方譲渡人の方ですが、自作地田が●, ●●●㎡、畑が●, ●●●㎡ですが、●, ●●●㎡を譲り渡しますと、畑が●, ●●●㎡ということになります。譲渡人の自作地の合計面積が●, ●●●㎡から●, ●●●㎡となります。</p> <p>6 権利を取得しようとする者の世帯員が耕作等の事業に従事している状況 世帯員が●●●さん、年齢●●歳、職業農業、従事日数300日ということで、千葉市への確認も取れています。世帯員の●●●さん（年齢●●歳、職業農業）ですが、こちらも従事日数が300日となっております。</p> <p>7 権利を取得しようとする者及びその世帯員の農機具等の保有状況は記載のとおり（自動車2台、トラクター1台、耕運機3台）となっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局、ご苦労様でした。</p> <p>局長から何か補足説明がありますか？</p>
事務局	<p>私からは資料の説明をさせていただきます。</p> <p>3ページに申請地の地図がございます。</p> <p>4ページ目は公図でございます。</p> <p>お手元に撮ってきた写真をお配りさせていただきました。上の写真は●, ●●●番の農地を撮ったものです。下の写真は●●さんの畑から見て青いフェンスから先が●●さんの土地（農地）です。現地調査は道が狭くて、そんなに人数が入れるところではございませんので、●●担当の委員の方に行っていただきました。●●さんは、農機具を所有していますし、こちらの事もよくご存じだということでした。</p> <p>ここで農地法第3条の許可基準について若干触れさせていただきます。今回、利用集積で行わなかった理由でございますが、習志野市でも、利用集積は千葉市であってもできるそうです。ただし、</p>

	<p>認定農業者でなければできないということで、このことについては、千葉市の農政担当者と話をした中でやはり認定農業者でなければ、市外ではなかなか難しいという結論に至っております。それから下限面積の30aにつきましては、今回●, ●●●m²に●, ●●●m²を足して●, ●●●m²になりますので、下限面積は可能でございます。耕作従事日数は畑ですと概ね150日ですがこれもクリアしています。周辺農地との調和は、ネギを作るということで鶯沼でもネギを作っておりますので問題はないかと思えます。通作につきましても車で17分なので問題はないということです。農機具は所有しております。農地の有効利用という観点から遊休農地が無いかということですが、遊休農地があるというお話は聞いておりません。以上のようなことで基準は満たしていると言えらると思えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。事務局は補足説明と詳細をありがとうございました。</p>
<p>三代川彦博 委員</p>	<p>只今の事務局の説明を受け、審議に入りたいと思えます。議案第1号について質問等の有る方は挙手願います。 三代川彦博委員。</p>
<p>議長</p>	<p>質問ではありませんが、ご夫婦で一生懸命に耕作をしておりますので、問題は無いと思えます。</p> <p>はい。ありがとうございます、他に質問等ありませんか。ご意見・ご質問等が他に無ければ採決に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方の同意を求めます。賛成の方は、挙手願います。</p> <p>.....各委員・挙手.....</p> <p>全員の賛成を持ちまして、議案第1号につきましては許可と決しました。よって本案件につきましては、本日付けで許可書を発行してください。</p> <p>続きまして、議案第2号及び議案第3号</p>

	<p>農地法第4条の規定による許可申請については同一の申請者であり、一括して審議を行いたいと思いますがこれにご異議はございませんか。</p> <p>.....各委員・異議なしの声.....</p>
議 長	<p>異議なしと認め、一括して審議を行います。 それでは、事務局より議案説明を求めます。 事務局、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出があったので、県への送付について審議を求める。 平成29年9月5日 提出</p> <p>1 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●番● ●. ●●m²</p> <p>2 転用計画 道路用地</p> <p>3 申請者住所、氏名 習志野市●●●丁目●番●-●●●●号 ●● ●●</p> <p>続きまして7ページをお開きください。</p> <p>議案第 3 号 農地法第4条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出があったので、県への送付について審議を求める。 平成29年9月5日 提出</p> <p>1 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●番● ●●●m² 習志野市●●●丁目●●●番● ●. ●●m² 2 筆合計 ●●●. ●●m²</p> <p>2 転用計画 専用住宅 1 棟</p> <p>3 申請者住所、氏名 習志野市●●●丁目●番●-●●●●号 ●● ●●</p>

議 長	<p>以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、現地調査報告を12番 田久保 征夫 委員 お願いします。</p>
田久保征夫 委員	<p>議案第2号・3号「農地法第4条の規定による許可申請」について、現地調査報告をさせていただきます。</p> <p>調査は、平成29年8月30日に、廣瀬会長をはじめ農業委員11名と事務局2名、申請者の●●さんの計14名の立会いで行ってまいりました。</p> <p>申請地につきましては、案内図にもありますとおり、●●●丁目の●●神社の前を通り、●●●●の向かい側の農地になります。申請内容は、所有している農地に自己住宅を建築するもので、道路部分として一部セットバックするそうです。</p> <p>申請人につきましては、現在、●●の賃貸住宅に住んでおり、お子さんが大きくなり手狭になったことから、実家のある●●の所有地に自己居住用の専用住宅を建設するそうです。</p> <p>申請地は住宅地に隣接しており、上下水道などのライフラインが整っていること、他の所有地は農用地であることから、当該申請地が最適地と判断されたと聞いております。</p> <p>以上、議案第2号及び議案第3号の調査報告とさせていただきます。よろしくご審議のほど お願いいたします。</p>
議 長	<p>田久保 征夫 委員、調査報告ご苦労様でした。</p> <p>次に、事務局より詳細な説明をお願いします。</p> <p>それでは、事務局お願いします。</p>
事務局	<p>それではまず9ページをご覧ください。</p> <p>過日皆様に現地調査をしていただいた申請地がこちらになります。今、田久保委員からお話がありましたように住宅地に隣接している農地になっております。それでは、参考資料を朗読させていただきます。</p> <p>議案第2号の参考資料 農地法第4条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出があったので、県への送付について審議を求める。</p> <p>農業委員会受付日 平成29年8月22日（火）</p>

農業委員会提出日 平成29年9月 5日（火）

申請目的 道路用地

申請者の住所・氏名・年齢

譲受人 住所 習志野市●●●丁目●番●一●●●号

氏名 ●● ●●

年齢 ●●歳

職業 ●●●●●

許可を受けようとする土地

地番 習志野市●●●丁目●●●番●

地目 （登記）畑 （現況）畑

立地基準 第3種農地

地積 ●. ●●m²

他法令 都市計画法第29条第1項第2号該当

転用計画 公衆用道路

こちらは、専用住宅建設に伴い道路を拡張するためとしております。

次に8ページになります。

こちらにつきましても、申請者譲受人は●●●●さんです。

許可を受けようとする土地、

1. 地番 習志野市●●●丁目●●●番●

地目 （登記）畑 （現況）畑

立地基準 第3種農地

地積 ●●●m²

2. 地番 習志野市●●●丁目●●●番●

地目 （登記）畑 （現況）畑

立地基準 第3種農地

地積 ●. ●●m²

転用計画 専用住宅1棟

他法令 都市計画法第29条第1項第2号

申請理由

習志野市内に借家住まいをしているが、子供の成長に伴い現在の借家では手狭となり、自己の居住のための住宅を建設する必要があり、他の自己所有地は農用区域等となっているため、当該地以外に住宅を建てる用地がなく、また、上下水道の生活基盤が整っているため、この農地を選定し転用申請を行うに至

<p>議 長</p>	<p>った。 詳細の状況につきましては、10ページから14ページまで記載しております。 説明は以上になります。</p> <p>事務局、ご苦労様でした。 只今の事務局の説明を受け、審議に入りたいと思います。 議案第2号及び議案第3号について質問等の有る方は挙手願います。</p> <p>事務局に確認いたします。 補足説明等がありましたら 願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、立地条件については第3種農地ということで4m道路に接してライフラインが2管以上、500m以内に教育施設なり利用施設があれば原則許可になります。ここは第3種農地となっているのであくまでも農地法の転用基準に則った許可地となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、補足説明ありがとうございました。 ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>ご意見・ご質問等が 他に無ければ採決に入ります。 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 及び議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。</p> <p>.....各委員 挙手.....</p> <p>全員の賛成を持ちまして、 議案第2号と議案第3号につきましては許可相当と決しました。 よって本案件につきましては、県に進達いたします。</p> <p>続いて、報告第1号および報告第2号については 「農地転用届出書の受理通知の交付について」すでに 報告書はご覧いただいていることと思いますが 何かご質問等がございましたら挙手願います。</p>

<p>三代川正夫 委員</p>	<p>無いようですので、 続いて、報告第3号の引き続き農業経営を行っている旨 の証明書について事前に配布してございます。 各委員から、それぞれ報告をお願いします。</p> <p>●●●丁目の●● ●●●・●● ●●さんについては、 三代川 正夫委員・谷津本郷地区の三代川 彦博委員から、 報告をお願いします。</p> <p>7月20日に事務局職員1名とともに3名で現地を確認してまい りました。農地は●●●●●の前で●●さんの自宅に隣接してい ます。よく見るのですが毎日やっていて、とてもきれいに耕作さ れています。7月20日当日も暑かったのですが、よく耕作され ていました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。 三代川彦博委員何かありますか。</p>
<p>三代川彦博 委員</p>	<p>二人とも若いので、もっともっと耕作していただきたいと思いま す。問題はありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご苦労さまでした。 ●●●●丁目の●● ●●●さんについては、三橋喜左衛門 委員・三橋 武夫委員から報告をお願いします。</p>
<p>三橋武夫委員</p>	<p>三橋喜左衛門委員、事務局長と私の3人で現地を確認しました。 農地は●●さんの北側にあり、畑ではネギなど野菜を作られてい ました。何ら問題はないと思います。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、三橋喜左衛門委員お願いします。</p>
<p>三橋喜左衛門 委員</p>	<p>はい、●●さんはご自宅の裏の農地を使用し野菜を耕作されてい ます。規模は小さいですがきれいに耕作されていて、問題は無い と思います</p>
<p>議 長</p>	<p>ご苦労さまでした。</p>

